



## はじめに

「札幌市環境教育基本方針」は、「札幌市環境教育・学習基本方針」の策定から10年余りが経過し、その間環境教育を取り巻く状況が大きく変化していることなどから、この度改定を行いました。

この基本方針は、本市の環境教育の基本的な考え方を明らかにし、持続可能な社会の構築に向けてあらゆる主体が自発的にそれぞれの役割を果たしつつ、継続的に環境教育を進めていくための方向性を示すものです。



## 改定の目的

環境問題を取り巻く状況が大きく変化していることや、環境教育の重要性が高まっていることなどを踏まえ、本市では、環境教育をより実効性のあるものにするとともに、取り組みの方向性の重点化を行い、将来にわたって環境教育の一層の推進を図るために改定しました。



## 改定の背景

方針の策定後、環境教育を取り巻く状況は次のように変化しています。

### 1 地球環境問題に対する意識の高まり

地球温暖化問題がこのまま進むと、将来の人間の生存にかかわる深刻な事態となるため早急な対応が求められています。また、異常気象が頻発していることもあり地球環境問題への意識が高まっています。

### 2 持続可能な開発のための教育と環境教育

「持続可能な開発のための教育の10年」(2002年(平成14年)提唱)では、環境保全・経済開発・社会発展のバランスを保った社会づくりに参画する「人」と「人と人とのつながり」を地域全体で育てることが重要であるとし、この考え方を本市の新しい環境教育にも取り入れていくことが求められています。

### 3 京都議定書の発効

京都議定書の発効(2005年(平成17年))により、日本は2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までに、温室効果ガスの排出量を1990年(平成2年)と比較して6%削減することが義務付けられました。

### 4 環境教育推進法の制定

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(2003年(平成15年)制定)等、環境教育に関する法体制と国の方針が整備されました。